

○中能登町空き家等改修支援補助金交付要綱

平成28年3月31日
告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家等の有効活用を促進し、もって定住人口の拡大を図るため、空き家等の改修及び修繕（以下「改修等」という。）した者に対して、予算の範囲内において中能登町空き家等改修支援補助金を交付することについて、中能登町補助金等交付規則（平成17年中能登町規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、空き家等とは、中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成28年中能登町条例第9号）第2条第1号に規定する空き家等をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象は、中能登町空き家等情報発信事業（空き家バンク）において売買契約の成立した空き家等とする。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者は、購入した空き家等を改修等し入居する者とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中能登町定住促進奨励金の交付決定者
- (2) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- (3) 遵守すべき関係法令等に違反していない者

(補助金の対象除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象者としなない。

- (1) 3親等内の親族間において、空き家等に係る売買契約を締結した者
- (2) その他町長が適当でないと認めた者

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、当該空き家等の売買契約日から1年以内に実施する改修等に要する経費とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす経費とする。

- (1) 主要構造部、トイレ、風呂及び台所等の生活するために必要な改修等に要する経費
- (2) 町内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者が施工する改修等に要する経費
- (3) 国若しくは県の補助事業又は町の他の補助若しくは助成等の対象外の経費

(4) 町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、改修等した後1年以内に中能登町空き家等改修支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び中能登町空き家等改修支援補助金請求書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 空き家等の売買契約書の写し

(2) 改修等に要した費用を明らかにできる書類の写し(工事請負契約書、領収書、又はこれに準ずるものの写し)

(3) 中能登町定住促進奨励金の交付決定通知書の写し

(4) 施工前、施工後の現場写真(施工箇所各所)

(5) その他、町長が必要と認めるもの

2 空き家等1軒につき1回限りの申請とする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査して、その適否を中能登町空き家等改修支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとし、要件に適合していると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽り其他不正の行為により交付を受けたことが明らかになった場合又はこの要綱に定める交付要件を欠くに至ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)